

○豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 3 条の 2 第 6 項の規定に基づき、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部を次のように変更したので、同条第 1 項の規定に基づき公表する。

令和 6 年 月 日

農林水産大臣 ○○ ○○

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
前文 1 (略) 2 我が国においては、かつて、豚熱は全国的にまん延していたが、飼養衛生管理の向上及び我が国で開発された生ワクチンの普及により、平成4年を最後に国内での発生は確認されなくなり、平成18年4月からはワクチン使用を完全に中止した。この結果、我が国は平成19年4月1日に国際獣疫事務局（以下「<u>WOAH</u>」という。）の規約に定める豚熱清浄国を宣言し、平成27年には清浄国の認定を受けた。 3 しかし、平成30年9月9日、我が国において26年ぶりに豚熱が発生し、東海地方を中心に豚等（飼養されている豚及びいのししをいう。以下同じ。）の飼養農場における感染が相次いで確認されている。また、野生いのししにも豚熱ウイルスが浸潤し、感染区域が拡大しており、豚等及び野生いのししにおける感染拡大防止及びその後の清浄化が急務である。このため、令和元年10月に本指針の一部を変更し、豚等への豚熱の感染リスクが高い地域への予防的ワクチンの接種を開始した。これにより、我が国の清浄国のステータスは令和2年9月に失われた。<u>令和5年11月現在、20都県89例の豚等における豚熱の発生が確認されている。</u>	前文 1 (略) 2 我が国においては、かつて、豚熱は全国的にまん延していたが、飼養衛生管理の向上及び我が国で開発された生ワクチンの普及により、平成4年を最後に国内での発生は確認されなくなり、平成18年4月からはワクチン使用を完全に中止した。この結果、我が国は平成19年4月1日に国際獣疫事務局（以下「<u>OIE</u>」という。）の規約に定める豚熱清浄国を宣言し、平成27年には清浄国の認定を受けた。 3 しかし、平成30年9月9日、我が国において26年ぶりに豚熱が発生し、東海地方を中心に豚等（飼養されている豚及びいのししをいう。以下同じ。）の飼養農場における感染が相次いで確認されている。また、野生いのししにも豚熱ウイルスが浸潤し、感染区域が拡大しており、豚等及び野生いのししにおける感染拡大防止及びその後の清浄化が急務である。このため、令和元年10月に本指針の一部を変更し、豚等への豚熱の感染リスクが高い地域への予防的ワクチンの接種を開始した。これにより、我が国の清浄国のステータスは令和2年9月に失われた。<u>さらに、令和2年9月以降、群馬県、山形県、三重県、和歌山県、奈良県、栃木県、山梨県、神奈川県、滋賀県、宮城県、茨城県及び東京都のワクチン接種農場の飼養豚等において、豚熱の感染が確認されており、令和4年12月現在、18都県85例の</u>

4～7 (略) 第1 (略) 第2－1 平時からの取組 1 農林水産省の取組 (1) 諸外国や<u>WOAH</u>等の国際機関との相互の情報交換も通じ、常に海外における最新の発生状況等を把握し、必要に応じて関係省庁、都道府県、関係団体等に情報提供するとともに、農林水産省ウェブサイト等を通じて公表することにより、生産者、日本への入国者及び帰国者、外国人労働者、外国人技能実習生、留学生、獣医畜産系大学関係者、消費者等に必要な情報について周知する。 (2)～(5) (略) 2～4 (略) 第2－2 (略) 第3－1 浸潤状況を確認するための調査 1・2 (略) 3 病性鑑定材料を用いた調査 都道府県は、原則として、家畜保健衛生所における豚等の全ての病性鑑定事例において、解剖検査の上、豚熱の<u>遺伝子検出検査（PCR検査又はリアルタイムPCR検査をいう。以下同じ。）</u>及び血清抗体検査並びにアフリカ豚熱の<u>遺伝子検出検査</u>を実施する。 4～6 (略)	発生が確認されている。 4～7 (略) 第1 (略) 第2－1 平時からの取組 1 農林水産省の取組 (1) 諸外国や<u>OIE</u>等の国際機関との相互の情報交換も通じ、常に海外における最新の発生状況等を把握し、必要に応じて関係省庁、都道府県、関係団体等に情報提供するとともに、農林水産省ウェブサイト等を通じて公表することにより、生産者、日本への入国者及び帰国者、外国人労働者、外国人技能実習生、留学生、獣医畜産系大学関係者、消費者等に必要な情報について周知する。 (2)～(5) (略) 2～4 (略) 第2－2 (略) 第3－1 浸潤状況を確認するための調査 1・2 (略) 3 病性鑑定材料を用いた調査 都道府県は、原則として、家畜保健衛生所における豚等の全ての病性鑑定事例において、解剖検査の上、豚熱の<u>抗原検査</u>及び血清抗体検査並びにアフリカ豚熱の<u>抗原検査</u>を実施する。 4～6 (略)
---	--

第3-2 予防的ワクチン

1～4 (略)

5 接種区域における遵守事項

(1) (略)

(2) ワクチン接種時の留意点

家畜防疫員及び知事認定獣医師並びに登録飼養衛生管理者は、短時間に迅速かつ確実に接種し、接種した豚等にスプレー等でマーキングして接種漏れがないよう注意する。また、ワクチンを接種した豚等を接種農場から接種区域外のと畜場に移動する場合には、法第7条に基づき（知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者にあっては、同条の規定の例により）確実に標識を付す。

(3)～(6) (略)

6～11 (略)

第4 異常豚の発見及び検査等の実施

1 (略)

2 都道府県による臨床検査

(1)・(2) (略)

(3) 都道府県畜産主務課は、家畜防疫員による臨床検査等の結果、次のいずれかの症状（以下「特定症状」という。）を確認した場合には、当該豚等の写真、症状、同居する豚等の状況等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告する。

①～④ (略)

⑤ 豚等から採取した検体について動物用生物学的製

第3-2 予防的ワクチン

1～4 (略)

5 接種区域における遵守事項

(1) (略)

(2) ワクチン接種時の留意点

家畜防疫員及び知事認定獣医師並びに登録飼養衛生管理者は、短時間に迅速かつ確実に接種し、接種した豚等にスプレー等でマーキングして接種漏れがないよう注意する。また、ワクチンを接種した豚等を接種農場から他の農場やと畜場に移動する場合には、法第7条に基づき（知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者にあっては、同条の規定の例により）確実に標識を付す。

(3)～(6) (略)

6～11 (略)

第4 異常豚の発見及び検査等の実施

1 (略)

2 都道府県による臨床検査

(1)・(2) (略)

(3) 都道府県畜産主務課は、家畜防疫員による臨床検査等の結果、次のいずれかの症状（以下「特定症状」という。）を確認した場合には、当該豚等の写真、症状、同居する豚等の状況等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告する。

①～④ (略)

(新設)

剤（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第83条第1項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第14条第1項、第19条の2第1項、第23条の2の5第1項又は第23条の2の17第1項の承認を受けた動物用生物学的製剤をいう。）若しくは再生医療等製品（医薬品医療機器等法第83条第1項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第23条の25第1項又は第23条の37第1項の承認を受けた再生医療等製品をいう。）又は検査試薬を使用して検査を実施した場合において、当該検体から豚熱ウイルスの抗原若しくは遺伝子又は当該抗原に対する抗体（予防的ワクチン接種により産生された抗体及び母豚からの移行抗体を除く。）が確認される。

3 （略）

4 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、2の(3)により動物衛生課に報告した場合には、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも5の(1)の検査の結果が全て出る前までに、動物衛生課に報告する。

(1)・(2) （略）

(3) 第2-2の2の(1)に基づき事前に策定した動員計画及び調達計画に沿った、豚等のと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保（国や他の都道府県等からの人員

3 （略）

4 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、2の(3)により動物衛生課に報告した場合には、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも5の(1)の検査の結果が全て出る前までに、動物衛生課に報告する。

(1)・(2) （略）

(3) 第2-2の2の(1)に基づき事前に策定した動員計画及び調達計画に沿った、豚等のと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保（国や他の都道府県等からの人員

及び資材の支援の要否の検討を含む。)

(4)～(6) (略)

5 都道府県による家畜保健衛生所での検査

(1) 都道府県は、家畜保健衛生所で豚熱ウイルスへの感染の有無について次の検査を行い、その結果について動物衛生課に報告する。

① (略)

② 抗原検査(ウイルス分離検査及び遺伝子検出検査。ただし、動物衛生課が特に必要と認めた場合には、蛍光抗体法を実施する。)

③・④ (略)

(2) (略)

6 浸潤状況を確認するための調査で豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた場合の対応

都道府県は、第3-1の1から3までの調査等の結果、豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた場合は、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講ずる。

なお、第3-1の4の野生いのししの調査で陽性が確認された場合は、第16の措置を講ずる。

(1)・(2) (略)

(3) 第3-1の3の病性鑑定材料を用いた調査で陽性が確認された場合

当該調査のうち遺伝子検出検査により陽性が確認された場合には、家畜防疫員が当該農場に立ち入り、臨床検査、写真撮影及び必要な検体の採材等を行い、当該豚

及び資材の支援の要否を含む。)

(4)～(6) (略)

5 都道府県による家畜保健衛生所での検査

(1) 都道府県は、家畜保健衛生所で豚熱ウイルスへの感染の有無について次の検査を行い、その結果について動物衛生課に報告する。

① (略)

② 抗原検査(ウイルス分離検査、遺伝子検出検査及び蛍光抗体法)

③・④ (略)

(2) (略)

6 浸潤状況を確認するための調査で豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた場合の対応

都道府県は、第3-1の1から3までの調査等の結果、豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた場合は、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講ずる。

なお、第3-1の4の野生いのししの調査で陽性が確認された場合は、第16の措置を講ずる。

(1)・(2) (略)

(3) 第3-1の3の病性鑑定材料を用いた調査で陽性が確認された場合

当該調査のうち抗原検査により陽性が確認された場合には、家畜防疫員が当該農場に立ち入り、臨床検査、写真撮影及び必要な検体の採材等を行い、当該豚等の所

等の所有者等に対して３の(1)の③から⑤までの措置を行うことを指示するとともに、必要に応じて、５の(1)の検査を実施し、その結果について動物衛生課に報告するとともに、５の(2)により必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。この場合、４の準備も同時に進める。

また、第３－１の３の病性鑑定材料を用いた調査のうち血清抗体検査のみにより陽性が確認された場合には、(2)の①又は②の措置を実施する。

７・８ （略）

第５ 病性等の判定

農林水産省は、第４の５の(2)又は第４の６の(2)及び(3)の結果、必要な検体が動物衛生研究部門に送付された場合（それ以外の場合であって動物衛生課が特に必要と認めた場合を含む。）は、次の１及び２により病性等の判定を行うものとする。なお、その結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

１ 病性の判定方法

農林水産省は、次により病性を判定する。

(1) （略）

(2) 浸潤状況確認のための調査で陽性が確認された場合

①・② （略）

③ 第３－１の３の病性鑑定材料を用いた調査で陽性が確認された場合には、

ア 当該調査のうち遺伝子検出検査により陽性が確認された場合には、当該遺伝子検出検査、第４の６

有者等に対して３の(1)の③から⑤までの措置を行うことを指示するとともに、必要に応じて、５の(1)の検査を実施し、その結果について動物衛生課に報告するとともに、５の(2)により必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。この場合、４の準備も同時に進める。

また、第３－１の３の病性鑑定材料を用いた調査のうち血清抗体検査のみにより陽性が確認された場合には、(2)の①又は②の措置を実施する。

７・８ （略）

第５ 病性等の判定

農林水産省は、第４の５の(2)又は第４の６の(2)及び(3)の結果、必要な検体が動物衛生研究部門に送付された場合（それ以外の場合であって動物衛生課が特に必要と認めた場合を含む。）は、次の１及び２により病性等の判定を行うものとする。なお、その結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

１ 病性の判定方法

農林水産省は、次により病性を判定する。

(1) （略）

(2) 浸潤状況確認のための調査で陽性が確認された場合

①・② （略）

③ 第３－１の３の病性鑑定材料を用いた調査で陽性が確認された場合には、

ア 当該調査のうち抗原検査により陽性が確認された場合には、当該抗原検査、第４の６の(3)により行

の(3)により行う臨床検査（特に体温測定）及び第4の5の(1)の検査（当該検査を行った場合に限る。）の結果並びに遺伝子解析等検査の結果について、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、2の判定に移行する。この際、遺伝子解析等検査が終了していない場合にあっては、(1)の①の手續に従う。

イ （略）

④ （略）

2 患畜及び疑似患畜

農林水産省は、1の病性の判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する豚等を患畜又は疑似患畜と判定する。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

(1) （略）

(2) 疑似患畜

①・② （略）

③ 発生農場で患畜又は初発の疑似患畜と判定した日（発症していた日が推定できる場合にあっては、発症日。以下「病性等判定日」という。）から遡って10日目の日から現在までの間に豚等の飼養管理に直接携わっていた者が当該飼養管理を行って以降に直接の飼養管理を行った他の農場において飼養されている豚等

ただし、当該他の農場の豚等に異状が確認されず、飼養衛生管理が適切であることが確認された場合は、

う臨床検査（特に体温測定）及び第4の5の(1)の検査（当該検査を行った場合に限る。）の結果並びに遺伝子解析等検査の結果について、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、2の判定に移行する。この際、遺伝子解析等検査が終了していない場合にあっては、(1)の①の手續に従う。

イ （略）

④ （略）

2 患畜及び疑似患畜

農林水産省は、1の病性の判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する豚等を患畜又は疑似患畜と判定する。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

(1) （略）

(2) 疑似患畜

①・② （略）

③ 発生農場で豚等の飼養管理に直接携わっている者が直接の飼養管理を行っている他の農場において飼養されている豚等

動物衛生課と協議の上、疑似患畜から除外することができる。

- ④ 第12の1の(1)の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って10日目の日から現在までの間に当該患畜又は初発の疑似患畜と接触したことが明らかとなった豚等

⑤・⑥ (略)

第6 病性等判定時の措置

1 (略)

2 対策本部の開催及び国、都道府県等の連携

(1) (略)

(2) 農林水産省は、動物衛生研究部門、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構畜産研究部門（第18の2の(2)において「畜産研究部門」という。）、独立行政法人家畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、次の職員等を発生都道府県に派遣する。

①～④ (略)

(3)～(8) (略)

3・4 (略)

第7 発生農場等における防疫措置

1 (略)

2 死体の処理（法第21条）

(1)・(2) (略)

- ④ 第12の1の(1)の疫学調査の結果により、患畜又は初発の疑似患畜と判定した日（発症していた日が推定できる場合にあっては、発症日。以下「病性等判定日」という。）から遡って10日目の日から現在までの間に当該患畜又は初発の疑似患畜と接触したことが明らかとなった豚等

⑤・⑥ (略)

第6 病性等判定時の措置

1 (略)

2 対策本部の開催及び国、都道府県等の連携

(1) (略)

(2) 農林水産省は、動物衛生研究部門、独立行政法人家畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、次の職員等を発生都道府県に派遣する。

①～④ (略)

(3)～(8) (略)

3・4 (略)

第7 発生農場等における防疫措置

1 (略)

2 死体の処理（法第21条）

(1)・(2) (略)

(3) 埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行う（化製処理を行った患畜又は疑似患畜の死体は、最終的に必ず焼却又は埋却する。）。焼却又は化製処理を行うための死体の移動に当たっては(2)の措置を講ずるとともに、化製処理後の産物の移動に当たっては当該産物の状態に応じて、(2)に準じた措置を講ずる。なお、化製処理を行った上での埋却は、原則として、(1)の場所に行う。

(4)・(5) (略)

3～6 (略)

第8 (略)

第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

1～4 (略)

5 制限の対象外

(1) 移動制限区域内の豚等のと畜場への出荷

① 次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内の農場の豚等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、第10の3により事業を再開した移動制限区域内のと畜場に出荷させることができる。

ア (略)

イ 出荷しようとしている豚等又は当該豚等と同一の畜舎の豚等について、出荷日から遡って3日以内に採材した検体が遺伝子検出検査により陰性が確認されていること。

② (略)

(3) 埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行う（化製処理を行った患畜の死体は、最終的に必ず焼却又は埋却する。）。焼却又は化製処理を行うための死体の移動に当たっては(2)の措置を講ずるとともに、化製処理後の産物の移動に当たっては当該産物の状態に応じて、(2)に準じた措置を講ずる。なお、化製処理を行った上での埋却は、原則として、(1)の場所に行う。

(4)・(5) (略)

3～6 (略)

第8 (略)

第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

1～4 (略)

5 制限の対象外

(1) 移動制限区域内の豚等のと畜場への出荷

① 次の要件のいずれにも該当する移動制限区域内の農場の豚等について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、第10の3により事業を再開した移動制限区域内のと畜場に出荷させることができる。

ア (略)

イ 出荷しようとしている豚等又は当該豚等と同一の畜舎の豚等について、出荷日から遡って3日以内に採材した検体が遺伝子検出検査又は蛍光抗体法により陰性が確認されていること。

② (略)

(2)～(6) (略)

第10・第11 (略)

第12 ウイルスの浸潤状況の確認等

1 (略)

2 移動制限区域内の周辺農場の検査

(1) 発生状況確認検査

都道府県は、豚熱の発生が確認された場合には、原則として24時間以内に、移動制限区域内の農場（豚等を6頭以上飼養するものに限る。）に立ち入り、次により検査を実施する。

① (略)

② 血液検査、遺伝子検出検査及び血清抗体検査

①の際、一定頭数について、血液検査（白血球数測定及び好中球の核の左方移動の確認）、遺伝子検出検査及び血清抗体検査（エライザ法）を実施する。

(2) (略)

3～6 (略)

第13～第15 (略)

第16 感染の疑いが生じた場合の対応等

1 (略)

2 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、1により必要な検体を動物衛生研究部門に送付した場合は、速やかに次の措置を講じ、その内容につ

(2)～(6) (略)

第10・第11 (略)

第12 ウイルスの浸潤状況の確認等

1 (略)

2 移動制限区域内の周辺農場の検査

(1) 発生状況確認検査

都道府県は、豚熱の発生が確認された場合には、原則として24時間以内に、移動制限区域内の農場（豚等を6頭以上飼養するものに限る。）に立ち入り、次により検査を実施する。

① (略)

② 血液検査、抗原検査及び血清抗体検査

①の際、一定頭数について、血液検査（白血球数測定及び好中球の核の左方移動の確認）、抗原検査（遺伝子検出検査、ただし、死亡した豚等については扁桃等を用いた蛍光抗体法）及び血清抗体検査（エライザ法）を実施する。

(2) (略)

3～6 (略)

第13～第15 (略)

第16 感染の疑いが生じた場合の対応等

1 (略)

2 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、1により必要な検体を動物衛生研究部門に送付した場合は、速やかに次の措置を講じ、その内容につ

いて、遅くとも3により動物衛生研究部門が行う遺伝子解析の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。

(1) (略)

(2) 感染疑い野生いのししが確認された地点周辺の農場で豚熱が発生する場合に豚等のと殺等の防疫措置を実施するため必要となる人員及び資材の確認(国や他の都道府県等からの人的支援の可否の検討を含む。)

(3)～(7) (略)

3 (略)

第17 (略)

第18 病性判定時の措置

1 (略)

2 対策本部の開催及び国、都道府県等の連携

(1) (略)

(2) 農林水産省は、動物衛生研究部門、畜産研究部門、独立行政法人家畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、必要に応じて次の職員等を発生都道府県に派遣する。

①・② (略)

(3)～(8) (略)

3 (略)

第19 (略)

第20 移動制限区域の設定(法第32条)

1～7 (略)

8 移動制限の対象外

いて、遅くとも3により動物衛生研究部門が行う遺伝子解析の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。

(1) (略)

(2) 感染疑い野生いのししが確認された地点周辺の農場で豚熱が発生する場合に豚等のと殺等の防疫措置を実施するため必要となる人員及び資材の確認(国や他の都道府県等からの人的支援の可否を含む。)

(3)～(7) (略)

3 (略)

第17 (略)

第18 病性判定時の措置

1 (略)

2 対策本部の開催及び国、都道府県等の連携

(1) (略)

(2) 農林水産省は、動物衛生研究部門、独立行政法人家畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、必要に応じて次の職員等を発生都道府県に派遣する。

①・② (略)

(3)～(8) (略)

3 (略)

第19 (略)

第20 移動制限区域の設定(法第32条)

1～7 (略)

8 移動制限の対象外

7の移動制限の対象となった場合であっても、以下の場合については、動物衛生課と協議の上、第23の1の(2)の検査により、異状がないことが確認されている豚等について、特定の場所へ移動させることができる。なお、必要に応じて血清抗体検査を実施する場合は、検体の送付を含め動物衛生課及び動物衛生研究部門と調整する。

(1)～(3) (略)

(4) 豚等の死体・排せつ物等、敷料・飼料及び家畜飼養器具を移動する場合

家畜防疫員が飼養されている豚等に臨床的に異状がないことを確認した農場において、以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理、堆肥化处理又は消毒を行うことを目的に、焼却施設等その他必要な施設に豚等の死体・排せつ物等、敷料・飼料及び家畜飼養器具を移動させることができる。

① (略)

② 焼却、化製処理、堆肥化处理又は消毒を行う場合の措置

ア 運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等体液等の飛散のないように措置を講ずること。

イ～エ (略)

第21・第22 (略)

第23 ウイルスの浸潤状況の確認等

1 ウイルスの浸潤状況の確認

7の移動制限の対象となった場合であっても、以下の場合については、動物衛生課と協議の上、第23の1の(2)の検査により、異状がないことが確認されている豚等について、特定の場所へ移動させることができる。なお、必要に応じて血清抗体検査を実施する場合は、検体の送付を含め動物衛生課及び動物衛生研究部門と調整する。

(1)～(3) (略)

(4) 豚等の死体・排せつ物等、敷料・飼料及び家畜飼養器具を移動する場合

家畜防疫員が飼養されている豚等に臨床的に異状がないことを確認した農場において、以下の要件を満たしていることが確認できる場合に限り、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理、堆肥化处理又は消毒を行うことを目的に、焼却施設等その他必要な施設に豚等の死体・排せつ物等、敷料・飼料及び家畜飼養器具を移動させることができる。

① (略)

② 焼却、化製処理、堆肥化处理又は消毒を行う場合の措置

ア 運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等飛散のないように措置を講ずること。

イ～エ (略)

第21・第22 (略)

第23 ウイルスの浸潤状況の確認等

1 ウイルスの浸潤状況の確認

都道府県は、第17により野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、以下の措置を講ずる。

なお、これらの措置は、必要に応じて、第17の病性の判定前に実施することができる。

(1) 野生いのししにおける検査等

都道府県は、当該野生いのししが確認された地点を中心とした半径10km以内の区域において死亡し、又は捕獲された野生いのししについて、ウイルスの浸潤状況の確認のために、原則として、遺伝子検出検査及び抗体検査を実施する。また、当該区域においては、野生いのしし間及び野生いのししから豚等への感染拡大の防止を図る。

(2) (略)

2・3 (略)

第24・第25 (略)

都道府県は、第17により野生いのししにおいて豚熱が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、以下の措置を講ずる。

なお、これらの措置は、必要に応じて、第17の病性の判定前に実施することができる。

(1) 野生いのししにおける検査等

都道府県は、当該野生いのししが確認された地点を中心とした半径10km以内の区域において死亡し、又は捕獲された野生いのししについて、ウイルスの浸潤状況の確認のために、原則として、抗原検査及び抗体検査を実施する。また、当該区域においては、野生いのしし間及び野生いのししから豚等への感染拡大の防止を図る。

(2) (略)

2・3 (略)

第24・第25 (略)